

介護医療院運営規程

この運営規程において、医療法人社団晴和会が開設する黒埼病院介護医療院の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 要介護者に対し、適切な介護医療院施設介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護医療院の従業員は、要介護者であって、主として長期にわたり療養を必要とする者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

- 2 介護医療院サービスの実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護医療院サービスの実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村との連携に努めるものとする。
- 4 前項のほか、「新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年3月20日新潟市条例第25号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護医療院の名称等)

第3条 事業を実施する医療院の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 事業所の名称 | 黒埼病院介護医療院 |
| (2) 事業所の所在地 | 新潟県新潟市西区黒鳥2339番地1 |

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 介護医療院の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

◇管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 常勤換算2.50以上

◇医師は、入所者の病状に応じて適切に診療を行い、併せて介護医療院の衛生管理等の指導を行う。

(3) 薬剤師 1人以上

◇薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、介護医療院で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

(4) 相談員 1人以上

◇相談員は、入所者及びその家族(以下「入所者等」という。)からの相談に応じるとともに、近隣の保健医療福祉サービス及び市町村との連携のもと、入退所の調整を行う。

(5) 看護職員 常勤換算20以上

◇看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示による入所者の心身の状況に応じた看護サービスを提供する。

(6) 介護職員 常勤換算30以上

◇介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

(7) 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 各1人以上

◇理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。

(8) 管理栄養士 1人以上

◇管理栄養士は、入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

(9) 介護支援専門員 2人

◇介護支援専門員は、入所者の心身の状況に基づき適切な介護医療院サービスが提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行うとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

2 前項に定めるもののほか、調理員、事務員等、事業所の運営上、必要な従業者を置くものとする。

(入所定員)

第5条 当施設はI型介護医療院であり、入所定員は120人とする。

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- ・介護医療院サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その心身の状況を踏まえて、妥当・適切に提供する。
- ・介護医療院サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- ・従業員は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者等に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう説明、指導を行う。
- ・介護医療院サービスの提供にあたり、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- ・介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院の利用料は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとし、
介護医療院が法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 居住費及び食費については、次の費用を徴収する。ただし、利用者負担段階が第1段階、第2段階、第3段階に該当する場合は、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を徴収する。

① - I 居住費 (4人部屋) 1日 500円

① - II 居住費 (個室) 1日 2,000円

② 食費 1日 1,870円

利用者が選定する個室については、上記2の居住費の他に特別な室料として、次の費用を徴収する。

③ 1日 2,200円(税抜2,000円)

4 理容については、次の費用を徴収する。

④-I カット、顔剃り 3,000円

④-II カット 2,000円

④-III 丸刈り、顔剃り 2,800円

④-IV 丸刈り 1,800円

※その他理容料金表によるものとする。

5 療養着(週2回交換方式)を含め、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

⑤-I 入院セットレンタル Aセット 1日 490円

(療養着・肌着・タオル・口腔ケア用品・その他日用品)

⑤-II 入院セットレンタル Bセット 1日 100円 (療養着のみ)

6 利用者私物のクリーニングについては、次の費用を徴収する。

⑥ 私物クリーニング代 ネット小 550円(税抜500円)

ネット中 880円(税抜800円)

上記①から⑥に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者等に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

7 その他日常生活に係る費用の徴収が必要となったときは、その都度利用者等に対して説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者等は、次の事項に留意しなければならない。

- (1)入所者等は、この運営規程の定めるところにより、指導、調査、日課表又は医師等の指示、指導に従わなければならない。
- (2)入所者が外出・外泊しようとするときは、あらかじめ外出・外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (3)入所者等は、次の事項を守らなければならない。
 - ① 施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - ② 施設内において、喫煙をしてはならない。
 - ③ 施設内にペットを連れ込んで서는ならない。
 - ④ 飲食物を勝手に持ち込んで서는ならない。
 - ⑤ 指定された居室は、勝手に変更してはならない
 - ⑥ 施設内において迷惑行為をしてはならない。
 - ⑦ 施設内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。
 - ⑧ 所持金その他貴重品については、自己管理を原則とするが、管理し難い場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。管理者が保管を妥当と判断した場合は、入所者等に管理者は預り証を発行し保管するものとする。

(緊急時の対応)

第9条 当施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(非常災害対策)

第10条 介護医療院は非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。
2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防災教育を含む総合訓練・夜間訓練を地域消防署の協力を得たうえで年2回以上実施する。

(衛生管理等)

第11条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器、その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療用器具の管理についても、適正な管理を行わなければならない。

- 2 介護医療院は、院内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第13条 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 3 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに対する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護医療院は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 介護医療院は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 介護医療院は、サービス担当者会議等で入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(地域との連携)

第16条 介護医療院は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流に努めるものとする。

(従業者の研修)

第17条 介護医療院は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備するものとする。

- 2 介護医療院は、次の各号に定める研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内に実施

(2) 継続研修 年1回以上実施

3 介護医療院は、必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第18条 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護医療院サービス計画

(2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 提供した具体的サービス内容等の記録

(4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(5) 入所者に関する市町村への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等に関する記録

(7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(医師の宿直の有無)

第19条 介護医療院は医療機関併設型介護医療院であり、併設の黒埼病院との連携が確保されており、入所者の病状が急変した場合に黒埼病院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されているため、宿直の医師を置かないものとする。

附 則 この規程は、2020年 4月 1日 から施行する。

2021年 4月 1日 改定

2022年 7月 1日 改定

2023年 4月 1日 改定

2023年 9月 1日 改定